

### 3 少子化対策・子どもの貧困対策について

【内閣府、厚生労働省、文部科学省】

#### 《提案・要望事項》

- 1 少子化対策、子育て支援の充実について
  - (1) 地域少子化対策重点推進事業交付金について、採択要件の緩和や審査の簡素化、総額の拡充など、自由度の高い恒久的な財源を確保すること。(内閣府)
  - (2) 保育の質の向上を図り、保育現場の実態に即した保育士の配置ができるよう、乳児をはじめとする配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を行うこと。また、保育士確保のため、給与等の更なる処遇改善を図ること。(内閣府、厚生労働省)
  - (3) 経済的な負担感から理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、保育料の多子軽減措置における所得制限の緩和など、子育て世帯に対する経済的負担を軽減すること。(内閣府、厚生労働省)
  - (4) 幼児期から早期の体験活動を推進し、自己肯定感の向上や「生きる力」の育成の可能性を広げるため、保育園、幼稚園、認可外保育施設等における幼児を対象とした自然体験活動等の経費に係る助成制度を創設すること。(内閣府、文部科学省)
- 2 子どもの貧困対策の充実について
  - (1) 教育の機会均等を確保するための給付型奨学金を拡充すること。(文部科学省)
  - (2) 生活困窮家庭とひとり親家庭の子どもの学習支援を一括して行う場合、どちらか一方の国庫補助制度を適用できるように改めること。(厚生労働省)
  - (3) 地域の子どもに対し学習支援や食事提供等を行う居場所を提供する場合、その経費の一部を補助する制度を創設すること。(内閣府)
  - (4) 都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等を算出するとともに、そのデータ及び算出方法を自治体に提供すること。(内閣府、厚生労働省)

#### 【長野県内の現況、課題】

##### 1 少子化対策、子育て支援

- (1) 地域少子化対策重点推進事業交付金について
  - ・補助対象が毎年変更される ・補助率 10/10 の要件が厳格化  
⇒ 地方にとって使いやすい支援となっていない
  - ・審査に係る事務処理等の負担 (有識者審査の大幅な遅延、短期間での修正作業)
  - ・修正及び反論の機会がなく一方的に不採択とされる  
⇒ 審査方法の見直し、改善が必要

##### ○「地域少子化対策重点推進交付金」の活用状況 (平成 28 年度)

	計画申請		交付決定		採択率	
	事業数	申請額	事業数	交付決定額	事業数	金額
県	1 事業	1,877 万 3 千円	1 事業	1,877 万 3 千円	100%	100%
市町村	16 市町村 28 事業	8,629 万 9 千円	10 市町村 14 事業	5,349 万 2 千円	50%	62%

- (2) [保育士給与] 平成 29 年度に公定価格の処遇改善等加算、技能・経験に着目した加算等により月額 6 千円から 4 万円程度の改善が行われる。

⇒ 全職種平均給与を目安とした更なる改善が求められる。

男女全職種の平均で 月額約 10 万円の差	区分	保育士平均給与	⇔	全職種平均給与
	女性	月額約 22 万円		月額約 26 万円
	男女計	月額約 21 万円		月額約 33 万円

〔保育士配置基準〕乳児・発達障がい児・食物アレルギー等に対応するため、77市町村中58市町村が独自に保育士の加配措置を実施している。

国の職員配置基準 乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1

- (3) 同時に2人以上の子が入所していない場合に保育料の軽減措置を受けることができるのは、年収約360万円未満相当の低所得世帯に限られている。

⇒ 所得制限の緩和が求められる。

○長野県では、「同時入所なし」「所得制限なし」で第3子以降の保育料軽減を全77市町村で実施

区分	兄弟同時入所	兄弟同時入所なし		
		年収約260万未満	年収約360万未満	所得制限なし
第2子	半額	無料	半額	全額
第3子以降		無料		6千円軽減

※太枠内は  
県単独事業

→ 全市町村で平均的な所得階層(年収550万程度)の保育料が国基準比1/2以下を達成

- (4) 小学校以上の学校種に対しては体験活動に係る事業費補助が行われているが、保育園、幼稚園等で行われる体験活動を対象とした助成はない。

長野県では独自に自然保育を行う団体の認定制度(信州やまほいく認定制度)及び助成制度を創設。

○信州やまほいく(信州型自然保育)について (H29.4.1時点認定園数111園(22市町村))

信州やまほいく認定団体助成事業 (H29 予算額: 17,002千円)

既存の保育・教育制度による公的助成を受けていない信州やまほいく認定団体に対する助成制度を、H29年度から新たに創設。

項目	内容
助成形式	認定団体への直接補助
対象経費	認定団体における保育者の人件費
補助率	1/4

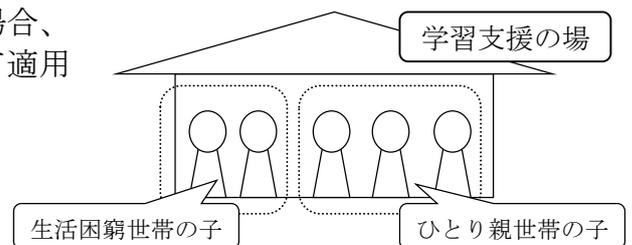
## 2 子どもの貧困対策

- (1) 厳しい経済状況に置かれた子どもの教育の機会均等の確保が損なわれている。

高等学校等卒業後の進学率: 全体 77%程度 ⇔ 児童養護施設等入所児童 18.9%  
(長野県、H28.3 卒業者)

- (2) 対象者を限定せずに学習支援を実施した場合、それぞれの補助制度で子どもの数を按分して適用しなければならず、事務処理が煩雑。

※地方ではそれぞれの対象者数が少なく、制度ごとに事業を立ち上げるのは非効率



- (3) 休日や夜間に子どもだけで過ごす家庭があることから、各地域において対象を限定せずに子どもに居場所を提供し、食事提供や学習支援を行う機運が高まっているが、安定的な運営費の確保が立上げの課題となっている。

- (4) 子どもの貧困率については厚生労働省が全国値を調査しているが、都道府県別の貧困率のデータがなく、貧困の実態の都道府県比較等ができない。

○子どもの貧困対策に係る主な県事業

事業名	事業概要
県内大学進学・修学奨学金給付事業【県単】	経済的理由により大学・短期大学への進学が困難である者を支援するため、県内の大学・短期大学へ進学する際の入学金、修学費用等に対して奨学金を給付する。
飛び立て若者！奨学金【県単】	児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子ども及び経済的困難を抱えた子どもが大学等に進学した場合、在学中の修学資金を支給する。
信州子どもカフェ推進事業(地域プラットフォーム構築)【県単】	貧困家庭等の子どもを対象に、学習支援、食事提供及び悩み相談等の複数の機能・役割を持ち、家庭機能を補完する“一場所多役”の子どもの居場所づくりを応援するプラットフォームを県内10圏域に構築し、県内各地へ「信州子どもカフェ」の普及を図る。

(県所管部局) 県民文化部

